

建設工事に係る申請書及び添付書類の作成方法

1 申請書（様式1）の作成方法

(1) 建設業許可番号欄には、許可を受けている建設業の許可番号（8桁）を総合評定値通知書等（建設業法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。以下同じ。）から転記する。

(2) 本社（店）住所から電子入札用ICカードの登録番号までの各欄は、次により記載する。

① フリガナの欄は、カタカナで記載すること。なお、「商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。

② 「本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること

(例) 鹿児島郡十島村中之島133-1

③ 「商号または名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	合同会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(合)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)

(例) トカラケンセン
(株)トカラ建設

④ 「本社（店）電話番号」、「担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「本社（店）FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと

(例) 099-123-1111

⑤ 「メールアドレス」については、本村からの連絡に対応できるアドレスを記載すること。なお、メールアドレスを持っていない場合は「なし」と記載すること

⑥ 「電子入札用ICカードの登録番号」欄については、主として使用する登録番号を記載すること

2 添付書類の作成方法

(1) 業態調書（1）（2）（様式2-1，2-2）

様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(2) 営業の沿革および営業所一覧表（様式3，4）

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要項に従って記載することとする。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(3) 委任状（様式6）

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する。（正本を提出すること。）

(4) 工事経歴書（様式7）

様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

また、工事経歴書の作成に当たっては、共同企業体の場合は共同企業体として施工した工事及び構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載する。

なお、本様式は経営規模等評価申請書等に添付した工事経歴書（直前2年分）の写しでも代替することができる。

※十島村での行政区域内における経歴または十島村との取引経歴の有無を必ず記載すること。また、元請・下請問わず、直近2年間以前に十島村での取引経歴がある場合は、平成28年度以降分につき別葉にて記載すること。

(5) 建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。

(6) 総合評定値通知書等の写し

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。

(7) 建設業許可書の写し

建設業法第3条の規定による許可書で申請日の直近のもの写しをいう。

なお、本村に本店以外の営業所がある場合は建設業許可申請書別表の写しをあわせて提出してください。

(8) 登記事項証明書

登記事項証明書とは、法務局等に登記された株式会社登記簿等（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかをいう。）に記載されている事項の証明書で法人が提出する。（履歴事項全部証明書）

(9) 納税証明書

直前1年間における市町村税・県税・国税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（未納の無い旨が確認できる証明）をいう。（本村の納税証明書については、完納証明書の原本を、その他の納税証明書については、写しで可）

(10) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類（申請日前3ヶ月以内のもの、ただし本村の完納証明

書は令和3年1月4日以降のもの)のうち本村の完納証明書以外については、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので鮮明である場合に限り、写しによって差し支えない。

なお、その際には、全てA4版とし、それより大きいもの又は小さいものについては縮小又は拡大することとする。

(11) 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- ① 申請書の「08 本社(店)住所」欄については、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- ② 申請書の「09 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。
- ③ 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語で訳文を添付する。
- ④ 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

(12) (社)日本鉄道施設協会が認定した資格者証

(社)日本鉄道施設協会が認定した工事管理者、列車見張員等の取得者がいる場合は資格者証の写しを提出すること。

3 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものである。